

オーストラリアにおける 著作権に関する法規概要 および運用実態



John Afaras

Principal,
Lawyers (弁護士)

Lucy Hartland

Associate,
Lawyers (弁護士)

SPRUSON & FERGUSON PTY LTD

Spruson & Ferguson は、1887年に創設され、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、中国にオフィスを構えるアジア太平洋地域を代表する特許事務所である。総数約300名のスタッフ（85名の弁護士・弁理士を含む）が在籍している。Afaras氏は、弁護士であり、シドニーオフィスのプリンシパルである。20年以上の商標弁理士としての経験を持ち、2015年のオーストラリアにおける Best Lawyers の1人に選出された。Hartland氏は訴訟グループに属し、主に医薬分野の知財訴訟を専門としている。

オーストラリアにおける著作権は、1968年著作権法（「著作権法」）および1969年著作権規則および1969年著作権（国際保護）規則に準拠する。また、オーストラリアは、加盟国間の相互的な著作権保護を定める文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（「ベルヌ条約」）および知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)を含む、日本も加盟する多くの国際条約の加盟国でもある。これら条約の関連規定がオーストラリア法に組み込まれている。

オーストラリア著作権法概要

著作権は、創作的な言語、演劇、音楽および美術の著作物（「著作物」）（1968年著作権法第3編）および著作物以外の権利対象物（1968年著作権法第4編）を保護する。「著作物以外の権利対象物」には、以下が含まれる。

- (1)録音物
- (2)映画フィルム
- (3)テレビおよびラジオ放送
- (4)著作物の発行版

（本稿では、「著作物以外の権利対象物」についてはこれ以上論じない。）

ベルヌ条約では無方式主義が採用されているため、同条約加盟国であるオーストラリアにおいても著作権登録制度はない。そのため、著作物が創作または発行された時点で、自動的に著作権が発生する。日付、場所および著作権者名とともに、著作権のシンボル「©」を著作物に付することができるが、これは保護のための要件ではない。

著作権の所有者（著作権者）は、自分の著作物について様々な形態で利用する排他的権利を有する。著作物を利用する形態は、小説や詩(言語著作物)、歌や楽曲(音楽著作物)、彫刻(美術著作物)など著作物の性質に応じて異なり、例えば、言語、演劇または音楽著作物の著作権者は、主に以下の行為に対して排他的権利を有する（著作権法第 31 条）。

- (1)著作物を有形的な形式に複製すること
- (2)著作物を発行すること
- (3)著作物を公に実演すること
- (4)著作物を公に送信すること
- (5)著作物の翻案物を作成すること

美術著作物にかかる著作権者は、著作物を複製し、発行しおよび送信する行為に対して排他的権利を有する。

著作物に関する著作権の存続期間は通常、著作者が死亡した暦年の年末から 70 年間であるが（著作権法第 33 条）、著作者が匿名または別名である場合などは例外が適用される（著作権法第 34 条）。

著作物に関する著作権の所有者ではなく、著作権者からライセンスも受けていない者（法人を含む）が、排他的権利に含まれる何らかの行為を実施、または他の者による実施を許可する場合、著作権侵害と見なされる。特に、著作物を複製する行

為、または著作物の主要部分を複製する行為は、著作物に関する著作権侵害となる（著作権法第14条および第31条）。

著作権法は、「公正使用(fair dealing)」(たとえば、研究、パロディおよび風刺)を含む、著作権の侵害に対する特定の例外を規定している(著作権法第3編第40条、第41条その他特定の条項を参照)。しかし、この例外規定は、米国における「公正使用(フェアユース)」抗弁とは異なる。すなわち、米国のように著作物が著作権者の許諾なしに利用できる場合をいくつかの範疇に分けて特定し、これに該当する行為を「公正使用」抗弁として利用できるのではなく、オーストラリアでは、あくまで侵害申立対象となっている特定の行為ごとに、公正と認められるか否かが判断されることになる。

民事上の著作権侵害訴訟は、オーストラリア連邦裁判所または連邦巡回裁判所に提起することができる(著作権法第131C条,第131D条)。得られる救済としては、仮差止命令(被疑侵害者に対して一定の行為の停止または商品の差押を命ずる裁判所命令によることが多い)、侵害行為に対する差止命令、商品の引渡および金銭支払(損害賠償および不当利得返還)等がある(著作権法第115条)。

なお、著作権法第202条は、権利者による根拠なき訴訟提起の脅迫行為を禁止する規定があり、被疑侵害者がこの規定に基づき反撃をしてくる可能性がある。したがって、著作権者は警告状を送付する前に著作権侵害に係る主張が正当なものか否か確認しておくことが重要である。

オーストラリア著作権法におけるビジネス関連側面

以下、オーストラリア著作権法の、とりわけ企業活動に関係してくる部分を紹介する。

著作権にかかる所有権の立証

オーストラリアには著作権登録制度がないため、第三者による侵害の問題が生じた場合、著作権の所有権を立証する必要がある。問題となっている著作物について海外の著作権登録がなされていれば、オーストラリアでの立証を補強する可能性はあるが、オーストラリアでも使用できる適切な記録をとっておくことが重要である。これには、以下のものが含まれる。

- (1)創作した年
- (2)最初の発行年
- (3)最初の発行国
- (4)著作者の氏名および国籍（または本籍）
- (5)著作者が死亡している場合は、死亡年

また、著作物は従業者または契約に基づく者により創作される可能性が高いため、著作物の所有権を立証できることは、企業にとって非常に重要である。著作物に関する著作権は、当該著作物の著作者により所有されるのが原則であるが、雇用や契約に関連する一定の例外もある（著作権法第35条、196条、197条他）。著作権法中に規定があるとはいえ、やはり、雇用期間において従業者が著作物を創作するまたは創作することが期待される場合、著作権の譲渡を定める知的財産条項を雇用契約等に設けて明確化しておくことが重要である。

税関監視

企業が利用することができる侵害防止（および著作権侵害素材の輸入者の検知）の有用な一つの方法として、著作権法第5編第7節に基づく税関監視手続の活用がある。この方法により、著作権者（または排他的ライセンシー）は、オーストラリア税関に対して、被疑侵害品の輸入に関する異議申立を提出することができる（商標についても同様の仕組みが利用可能）。異議申立には、申立の対象となる著作物についての記載とともに、著作物が付された、またはこれを含む商品の正規輸入者の詳細を記載しなければならない。

オーストラリア税関は、侵害の疑いがある著作物を含む輸入品を差し押え、著作権者および輸入者に通知する（差押通知）。著作権者は、商品の差押に関わる費用の担保を要求される場合もある（著作権法第135AA条）。輸入者には、差押えた商品の引渡を請求するための期間として、10営業日を与えられる（1969年著作権規則第22A条および第135AEA条）。輸入者が差押えた商品の引渡請求を行うと、著作権者には侵害訴訟を開始するか、商品を税関が没収することについて輸入者を説得する期間として10営業日を与えられ、この期間内に対応できなければ、商品は輸入者に引き渡される（第135AED条）。よくあることだが、輸入者が引渡請求を行わない場合、商品は税関に没収され、最終的に破棄される。

税関監視手続に際しては、オーストラリア税関職員と面会し、模倣品の疑いがある商品を精査する際の注意事項をトレーニングすることが有用である。

著作権および意匠の重複

物品について、著作権法（美術著作物の場合）および2003年意匠法（登録可能な意匠の場合）の双方に基づく保護が可能な場合がある。著作権法では、物品が著作権法と意匠法の両方で保護可能な場合に、その意匠のことを「関連のある意匠（corresponding design）」と呼び、次のように規定する。（…美術の著作物であって）「物品に適用されれば当該著作物の複製にあたる形状または構造の外観的特徴・・・」をいう（著作権法第74条）。

著作権法は、このような場合の二重保護に対して一定の制限を課している。重要な点として、以下の場合、関連のある意匠（corresponding design）は2003年意匠法に基づき登録されなければならない。つまり、以下の場合に該当する意匠は、著作権保護の対象とはならないことに留意すべきである。（著作権法第77条）。

(1) 関連のある意匠（corresponding design）が、2003年意匠法に基づき登録することができる場合

(2) 産業上利用された場合

(3)関連のある意匠(corresponding design)を使用した製品がオーストラリア
において販売された場合

(編集協力：日本技術貿易株式会社)